

第3回経済環境小委員会 次第

日 時： 平成15年11月21日(金) 午後2時00分から
会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議経環第4号 環境対策事業について (資料1)

協議経環第5号 農林水産関係事業について (資料2)

(2) 提案事項

協議経環第6号 使用料、手数料等の取扱いについて (資料3)

協議経環第7号 補助金、交付金等の取扱いについて (資料4)

3 その他

経済環境小委員会の日程について (資料5)

4 閉会

環境対策事業について（協定項目第23 - 18号）

環境対策事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	環境対策事業
調整方針	<p>原則として市民生活に支障を来さないことを基本に、新市において調整・再編する。</p> <p>(1) ごみ処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。</p> <p>(2) 生ごみ減量化推進補助事業は、原則として一宮市の制度を適用し、電動生ごみ処理機の限度額は尾西市・木曽川町に合わせるものとする。</p> <p>(3) し尿処理事業については、新市において合併後3年を目途に調整するものとする。</p> <p>(4) 合併処理浄化槽設置補助金については、尾西市の制度に合わせるものとする。</p> <p>(5) 火葬料金の市民の利用料は一宮市に合わせ、霊柩車運行事業は尾西市の制度に合わせるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月17日
協議	平成15年11月21日
確認	平成 年 月 日

農林水産関係事業について（協定項目第23-19号）

農林水産関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	農林水産関係事業
調整方針	<p>農林水産関係事業については、同一または類似する事業を統合または再編するものとする。</p> <p>(1) 農業振興地域整備事業については、各市町のこれまでの方針を考慮し、新市において速やかに新たな計画を策定する。</p> <p>(2) 農漁業近代化資金利子補給事業については、一宮市の制度を適用するものとする。</p> <p>(3) 生産調整推進対策については、生産調整に関する国の動向を踏まえ、新市において調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年10月17日
協議	平成15年11月21日
確認	平成 年 月 日

使用料、手数料等の取扱いについて（協定項目第15号）

使用料、手数料等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	使用料、手数料等の取扱い
調整方針	(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。

協議状況	
提案	平成15年11月21日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

補助金、交付金等の取扱いについて（協定項目第17号）

補助金、交付金等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	補助金、交付金等の取扱い
調整方針	<p>補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。</p> <p>(1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>(3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。</p>

協議状況	
提案	平成15年11月21日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

経済環境小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
4	12月10日(水)午後3時	木曽川町役場3階 大委員会室
5	1月22日(木)午前9時30分	一宮地場産業ファッションデザインセンター2階 第1会議室
6	2月16日(月)午後2時	木曽川町役場3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

< 協議経環第6号 15 使用料、手数料等の取扱い >

平成15年11月21日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会**

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い				
調整方針(案)		(1)使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 (2)手数料については、住民負担の公平性を図るため合併時に統一する。				
項目	使 用 料 (円)				各項目の調整方針	
	一 宮 市		尾 西 市			木 曽 川 町
エコハウス138	区 分	使 用 料				現行どおりとする。
	温水プール	普 通 入 場 券	大人(中学生を除く15歳以上)	400		
			大人(小学生2年以下の方や心身障害者の方に同伴)	200		
			小学生・中学生	200		
		回 数 入 場 券 (10回分)	大人(中学生を除く15歳以上)	3,000		
			大人(小学生2年以下の方や心身障害者の方に同伴)	1,500		
			小学生・中学生	1,500		
	トレーニング ル ーム	大人(中学生を除く15歳以上)	400			
		回数券(10回分)	3,000			
	10:00~21:00 未就学児及び心身障害者の方は無料					
ゆうゆうのやかた	区 分	使 用 料				現行どおりとする。 平成15年10月1日より市内在住の70歳以上のかたを対象に無料の日を設定。無料の日は毎週火曜から金曜日まで。(ただし、祝休日にあたるときは除く。)
	普 通 入 場 券	一般	400			
		70歳以上の者 身体障害者手帳所有者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 小学生以下	200			
		一般	4,000			
		70歳以上の者 身体障害者手帳所有者 療養手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 小学生以下	2,000			
		11:00~21:00(入浴は正午から) 未就学児は無料				
	備品等の種類		使 用 料			
	カラオケセット		1曲	100		
	陶 芸 窯	4時間まで		500		
		8時間まで		1,000		

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	使 用 料 (円)			各項目の調整方針
	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	
勤労者の家	使用料(第11条第2項に規定するものを除く。)は無料とする。 勤労者の家の施設及び設備の目的外使用 会議室1室につき月額10,000円			現行どおりとする。
宮前二八市	無料 ただし広場の設備を使用する場合 (1)電気設備1日につき500円 (2)水道設備1日につき500円			現行どおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目		使用料、手数料等の取扱い				各項目の調整方針
項目	目	手 数 料 (円)				
		一宮市	尾西市	木曾川町		
鳥獣飼養登録票交付手数料		1件 4,600	1件 4,600	1件 4,600	2市1町同じ料金のため、現行のとおりとする。	
鳥獣飼養登録票更新手数料		1件 4,600	1件 4,600	1件 4,600		
鳥獣飼養登録票再交付手数料		1件 4,600	1件 4,600	1件 4,600		
墓地使用許可証の書替え又は再交付の手数料		1件 200	-	無料	合併時に一宮市の制度に合わせる。	
計量法に基づく定期・随時検査手数料					合併時に一宮市の制度に合わせる。	
ア 非自動はかりのうち、検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの						
100キログラム以下のもの	1個	1,400				
100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	1,800				
250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	2,200				
500キログラムを超えるもの	1個	3,100				
イ 非自動はかりのうち、棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りのみがあるもの	1個	250				
ウ ア及びイに掲げるもの以外の非自動はかり						
100キログラム以下のもの	1個	500				
100キログラムを超え250キログラム以下のもの	1個	900				
250キログラムを超え500キログラム以下のもの	1個	1,500				
500キログラムを超え1トン以下のもの	1個	2,100				
1トンを超え2トン以下のもの	1個	3,700				
2トンを超え5トン以下のもの	1個	6,900				
5トンを超え10トン以下のもの	1個	10,700				
10トンを超え20トン以下のもの	1個	15,000				
20トンを超え30トン以下のもの	1個	19,100				
30トンを超え40トン以下のもの	1個	21,600				
40トンを超え50トン以下のもの	1個	29,800				
50トンを超えるもの	1個	51,200				
エ 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	1個	10				
オ 皮革面積計	1個	2,500				
ただし、最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、アからウまでに定める金額の2倍に相当する額とする。						
計量管理の方法に関する検査手数料	1件	7,400			合併時に一宮市の制度に合わせる。	

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	手 数 料 (円)						各 項 目 の 調 整 方 針
	一 宮 市		尾 西 市		木 曾 川 町		
農地基本台帳の証明手数料	1件	200	1件	無料	1件	無料	原則として無料とする。ただし、農用地区域の証明手数料、生産緑地地区の証明手数料は1件200円とする。
農地法の提出証明手数料	1件	200	1件	無料	1件	無料	
農地法の受理証明手数料	1件	200	1件	200	1件	無料	
買受適格者証明手数料	1件	無料	1件	無料	1件	無料	
生産緑地に係る農業者の主たる従事者についての証明手数料	1件	無料	1件	200			
引き続き農業経営を行っている旨の証明手数料	1件	無料	1件	200	1件	無料	
相続税の納税猶予に関する適格者証明手数料	1件	無料	1件	200	1件	無料	
農用地区域の証明手数料	1件	200	1件	200	1件	無料	
生産緑地地区の証明手数料	1件	200	1件	200			

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	廿日市市	H15.3.1	(1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。 (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。 (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。 (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。
	新居浜市	H15.4.1	1 使用料については、原則として当面現行どおりとする。ただし、公民館及び火葬場の使用料については、新居浜市の制度に統一する。 2 手数料については、新居浜市の制度に統一するものとする。 3 道路占用料については、新居浜市の制度に統一するものとする。
	山県市	H15.4.1	(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。 (2) 手数料については、3町村におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一に努めるものとする。
	田原市	H15.8.20	使用料及び手数料等については、原則として田原町の制度に統一するものとする。ただし、両町で差異のある使用料及び手数料等については、適正な料金となるよう調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	使用料、手数料等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法(抄) (使用料) 第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。</p> <p>(手数料) 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。</p> <p>第238条の4 1～3 《略》 4 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 5 《略》 6 《略》</p>
備考	<p>【使用料の考え方】 使用料は、施設利用の対価であり、施設の内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があるのは当然であり、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方(算定基準など)や経緯を踏まえ、原則として現行のとおりとする。しかし、一方で各市町の同一又は類似する施設の使用料については、統一する視点(バランス)も必要であり、調整を図る必要があると考える。</p> <p>【手数料の考え方】 手数料は、役務の対価であり、同一のサービスに対する料金は、同一であることが基本である。</p>

協 議 附 属 資 料

< 協議経環第7号 17 補助金、交付金等の取扱い >

平成15年11月21日

**一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
経済環境小委員会**

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い			
調整方針(案)	補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、調整するものとする。 (1) 2市1町で同一あるいは同種のものについては、関係団体等の理解と協力を得て、できる限り早い時期に統一の方向で調整する。 (2) 各市町独自のものについては、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できるものについては、整理統合するよう調整する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 最新規制適合車等早期代替促進補助金	(目的・対象者・内容) 大気環境の改善に寄与するため、中小企業の事業者及び自動車リース事業者が、自動車NOx・PM法の規制対象自動車を2年以上前倒しして、最新規制適合車等へ早期代替を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助額) 補助対象事業に要する自動車本体の購入経費及び仮装に要する経費の合計額の10%で、1台につき1,000千円を限度とする。1事業所2台まで申し込み可。	(目的・対象者・内容) 大気環境の改善に寄与するため、中小企業の事業者及び自動車リース事業者が、自動車NOx・PM法の規制対象自動車を2年以上前倒しして、最新規制適合車等へ早期代替を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助額) 補助対象事業に要する自動車本体の購入経費及び仮装に要する経費の合計額の10%で、1台につき500千円を限度とする。1事業所2台まで申し込み可。	(目的・対象者・内容) 大気環境の改善に寄与するため、中小企業の事業者及び自動車リース事業者が、自動車NOx・PM法の規制対象自動車を2年以上前倒しして、最新規制適合車等へ早期代替を行う事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助額) 補助対象事業に要する自動車本体の購入経費及び仮装に要する経費の合計額の10%で、1台につき1,000千円を限度とする。1事業所1台まで申し込み可。	国・県の動向を見て新市において調整する。
2. 農業後継者育成事業補助金	(目的) 農業後継者が組織する団体を育成することにより、地域農業の活性振興に寄与する。 (対象者) 一宮市4Hクラブ (内容) プロジェクトの展示会、即売会、実績発表会、先進地視察研修の実施。 (補助実績) 90,000円	(目的) 日常において農業栽培技術を身につけ、頭脳を磨き、精神力を養い、健康を増進し、社会経済の変化にも対応できる農業者となること。 (対象者) 尾西市4Hクラブ (内容) プロジェクト活動、仲間づくり、地域への奉仕活動やPR活動 (補助実績) 40,000円		現行の補助実績を考慮し新市において調整する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
3. 水田農業経営確立対策促進事業補助金	<p>(目的・内容) 転作等の態様に応じて助成金を交付することにより、水田農業経営確立対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(対象者) 農家</p> <p>(補助率等)</p> <p>(1) 転作等促進助成 補助単価 1,500円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般作物、永年性作物等 ・特例作物 ・調整水田 ・保全管理等 <p>(2) 景観形成作物団地化促進助成 補助単価 20,000円/10a</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成作物(1団50a以上) <p>(補助実績) 1,494,863円</p>	<p>(目的・内容) 転作等の態様に応じて助成金を交付することにより、水田農業経営確立対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(対象者) 農家</p> <p>(補助率等)</p> <p>(1) 農業用水賦課金補助金 宮田用水賦課金の2/3相当額</p> <p>(2) 稲作推進集落特別補助金 (100%達成集落のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・200円/戸 ・1,300円/10a <p>(3) 稲作転換種子購入費補助金 種子購入費相当額</p> <p>(4) 集団転作団地化促進補助金 連担団地が30a以上で5,000円/10a</p> <p>(5) 転作等助成補助金</p> <p>一般作物等助成金2,000円/10a 調整水田等助成金1,000円/10a</p> <p>(6) 生産組合推進報奨金 650円/10a</p> <p>(補助実績) 4,178,673円</p>	<p>(目的・内容) 転作等の態様に応じて助成金を交付することにより、水田農業経営確立対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(対象者) 農家</p> <p>(補助率等)</p> <p>集団転作(10a当り)</p> <p>30a～1ha未満 8,000円 1ha～1.5ha未満 10,000円 1.5ha以上 20,000円</p> <p>(補助実績) 503,464円</p>	各市町の現行事業を新しい事業に統合する。
4. 代払事業促進事業補助金	<p>(目的) 卸売業を営む者等の育成を図り、生鮮食料品の流通の円滑化と市民への安定供給に寄与する。</p> <p>(対象者) 一宮食品商業共同組合</p> <p>ア、代金決済代行事業補助(補助率1/3) 出荷物の代金決済代行の迅速化及び取引業務の合理化に効果。</p> <p>(補助実績) 2,000,000円</p> <p>イ、代払保険加入促進事業補助(補助率2/3) 仕入れ代金支払債務保証制度に加入することで、組合債権の保全を図ることができ、代払制度の健全な運営に効果。</p> <p>(補助実績) 1,378,000円</p>			現行のとおりとする。
5. 玉葱種子採種事業補助金			<p>(目的・対象者) 木曾川町玉葱採種組合が行う主要作物の種子採種事業の実施に対して補助を行っている</p> <p>(内容) 年2回組合員の各ほ場を見て回り、病害の状況を把握し、農協・普及課・専門の先生を招き処置方法など組合員に指導・助言を頂いている。組合員として、行うことによって種子の買取価格・農薬代・養峰費等効率よく行っている。</p> <p>(補助実績) 210,000円</p>	現行のとおりとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
6. いちのみや緑と花の診療所事業補助金	<p>(目的) 植木・花き生産振興、栽培技術の向上並びに市民緑化の啓発活動に寄与。 (対象者) いちのみや緑と花の診療所 (現況) 1 樹木診療防除業務 ・件数：547件 2 園芸アドバイザー派遣業務 ・件数：31件 (補助率) 1/2以内 (補助実績) 1,873,000円</p>			<p>現行のとおりとする。</p>
7. 離職者職業訓練助成金	<p>(目的・対象者) 一宮市在住の離職者が将来の就職条件向上の目的をもって技能習得のため、一宮公共職業安定所長の指示で、公共職業能力開発施設に学ぶ場合に助成し、離職者の自立と就職の安定に寄与。 (補助額) 月額2,500円を訓練期間の月数に応じて支給。 (補助実績) 1,980,000円</p>			<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>
8. 一宮地域職業訓練センター管理公社補助金	<p>(目的) 勤労者及び地域住民の能力開発を図るため職業訓練、専門技能の養成向上の場として厚生労働省、雇用促進事業団が設置した一宮地域職業訓練センターを、愛知県より委託を受け管理運営にあっている財団法人一宮地域職業訓練センター管理公社に運営費の補助を行う。 (支給実績) 38,496,869円</p>			<p>現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
9. 中小企業倒産防止共済掛金助成金		<p>(目的) 中小企業倒産防止共済掛金の一部を助成することにより加入の促進をはかるとともに、取引先に不測の事態が生じたときの連鎖倒産を防止することにより、中小企業者の経営安定に寄与する。</p> <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に事務所又は事業所を有する者 ・共済掛金を1ヶ月以上納付している者 ・助成の交付を一度も受けたことのない者 <p>(期間)</p> <p>当該年度とその翌年の2カ年間</p> <p>(助成額)</p> <p>該当年度内に納付した月数の掛金総額の平均月額の30%ただし、100円未満切り捨て20,000円を限度とする。</p> <p>実績 (H12) 101件 (H13) 110件 (H14) 33件 211,500円</p>		合併時に制度を廃止する。
10. 商工会議所・商工会補助金	<p>(目的) 経営指導員、専門相談員、振興委員等による経営全般にわたる相談指導を通じて小規模企業の振興を図っている中小企業相談所に助成することにより、中小企業の経営の安定化と健全化に資する。</p> <p>(対象) 一宮商工会議所(中小企業相談所)</p> <p>(負担金額) 3,850,000円</p>	<p>(目的) 愛知県の小規模事業指導費補助金交付要綱に従い尾西市商工会が経営又は技術の改善及び向上を目的とする事業に必要な経費の一部を補助し、もって小規模事業者の振興と安定に寄与する。</p> <p>(対象事業) 県交付要綱に従い実施する経営改善普及事業。</p> <p>(補助金額) 商工会の当該年度決算額から県補助金を差引いた残額の40%以内とする。ただし、市予算の範囲内とする。</p> <p>(補助実績) 12,500,000円</p>	<p>(目的) 商工会の行う町内商工業者の経営又は技術の改善を図るために要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付することにより商工業者の振興と安定に寄与することを目的とする。</p> <p>(補助金交付の対象) 地域総合振興事業費・経営改善普及事業指導職員人件費・経営改善普及事業指導事業費・管理費について、必要な経費であって、町長が必要かつ適当と認めるもの。</p> <p>(補助額) 地域総合振興事業費・管理費は査定額の1/2以内、経営改善普及事業指導職員人件費・経営改善普及事業指導事業費は査定額以内</p> <p>(補助実績) 16,500,000円</p>	新市において一定期間内に調整する。
11. 繊維産業高度化地区組織補助金		<p>(目的・対象) 繊維産業中小企業者の組織化を促進し、繊維産業の体質改善、経営の合理化をはかり、もって高度化を促進するために、市内で繊維産業を営む企業者で組織された地区団体が体質改善・高度化のために年度内に行う事業に対し予算の範囲内において補助する。</p> <p>(対象者) 市内で繊維産業を営む企業者で組織された地区団体</p> <p>(補助実績) 13組合 1,300千円</p>		合併時に制度を廃止する。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
12. 中小企業振興 融資補助金	<p>(目的・対象者) 商工業振興資金の融資を 実行した者に対し、信用保証料を予算の範 囲内において助成することにより、中小企 業者の負担軽減と事業の振興に寄与。</p> <p>(補助実績)</p> <p>1. 商工業振興資金</p> <p>(1) 通常資金 80%</p> <p>H14実績 125件・26,183,900円</p> <p>(2) 特別小口資金 100%</p> <p>H14実績 513件・29,574,700円</p> <p>2. 一宮市小口事業資金 100%</p> <p>H14実績 13件・277,100円</p> <p>3. 倒産防止資金 100%</p> <p>H14実績 0件</p> <p>4. 経済環境適応資金</p> <p>(1) 経営安定資金 (市認定分) 100%</p> <p>H14実績 215件・112,107,300円</p> <p>(2) 開業支援資金 80%</p> <p>H14実績・0件</p> <p>(3) 新事業創出促進資金 80%</p> <p>H14実績・0件</p>	<p>(目的・対象者) 商工業振興資金の融資を 実行した者に対し、信用保証料を予算の範 囲内において助成することにより、中小企 業者の負担軽減と事業の振興に寄与。</p> <p>(補助実績)</p> <p>(1) 通常資金 50%</p> <p>H14実績 19件・4,564,300円</p> <p>(2) 特別小口資金 100%</p> <p>H14実績 159件・12,691,200円</p>	<p>(目的・対象者) 商工業振興資金の融資を 実行した者に対し、信用保証料を予算の範 囲内において助成することにより、中小企 業者の負担軽減と事業の振興に寄与。</p> <p>補助額(融資金額)</p> <p>(補助率)</p> <p>1,000万円以下 100%</p> <p>1,000万円超～2,000万円以下 60%</p> <p>2,000万円超 40%</p> <p>(補助実績)</p> <p>58件・4,056,000円</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>13. 中小企業振興融資利子補給補助金</p>	<p>(目的・対象) 市内に事務所若しくは事業所を有するものに対し、利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与することを目的。</p> <p>当初1年間にかかる利子分</p> <p>1. 商工業振興資金 融資期間、3年以上で、かつ、1,250万円以下の融資実行者 40% H14実績 547件・10,482,235円</p> <p>2. 一宮市小口事業資金 融資期間、3年以上で、かつ、200万円以下の融資実行者 40% H14実績 16件・119,700円</p> <p>3. 一宮市開業資金 融資期間、3年以上で、かつ、1,000万円以下の融資実行者 100% H14実績 0件</p> <p>4. 国民生活金融公庫普通貸付資金 融資期間、3年以上で、かつ、1,250万円以下の融資実行者 40% H14実績 11件・143,000円</p> <p>5. 国民金融公庫小企業等経営改善資金 融資期間、3年以上で、かつ、1,250万円以下の融資実行者 40% H14実績 20件・356,900円</p> <p>6. 経済環境適応資金 (1) 倒産防止資金(市認定分) 融資期間、3年以上で、かつ、1,000万円以下の融資実行者 100% H14実績 1件・130,100円</p>	<p>(目的・対象) 市内に事務所若しくは事業所を有するものに対し、利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与することを目的。</p> <p>当初1年間にかかる利子分</p> <p>1. 商工業振興資金 融資総額 1,250万円以下であり、同一業種で1年4ヶ月以上の事業実績と3ヶ月の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比べ減少している融資実行者当初1年間の利子の40% H14実績 101件・2,220,400円</p> <p>5. 国民生活金融公庫小企業等経営改善資金 融資総額 550万円以下であり同一業種で1年4ヶ月以上の事業実績と3ヶ月の月平均売上高が前年同期の月平均売上高に比べ減少している融資実行者当初1年間の利子の40% H14実績 33件・705,000円</p>	<p>(目的・対象) 町内に事務所若しくは事業所を有するものに対し、利子の一部を予算の範囲内で補助することにより、中小企業者の負担軽減と事業の振興に寄与することを目的。</p> <p>当初1年間にかかる利子分</p> <p>1. 商工業振興資金 融資期間、3年以上で、かつ、1,000万円以下の融資実行者 40% H14実績 19件・361,300円</p> <p>5. 国金経営改善貸付資金利子補給補助金 融資期間、3年以上で、かつ、550万円以下の融資実行者 50% H14実績 14件・270,300円</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
	<p>(2) 経営安定資金(市認定分) 再生手続開始申立等関係(1号) 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 0件</p> <p>不況業種関係(5号) 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 72件・2,587,700円</p> <p>(3) 開業支援資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 0件</p> <p>(4) 新事業創出促進資金 融資期間、3年以上で、 かつ、1,000万円以下 の融資実行者 40% H14実績 0件</p>			
<p>14. 繊維品工業先端技術設備等導入促進利子補給補助金</p>	<p>(目的・対象) 愛知県経済環境適応資金融資制度のうち、企業活性化資金の融資を受け、先端技術設備・情報機器の導入、新技術の導入や研究開発、及びコスト低減のため合理化・省力化を図った中小企業に属する繊維品工業者に対し、その融資に係る支払利子の一部を補助する。 (補助率) 融資を受けた月を含む12ヶ月又は24ヶ月に係る利子額の1/2 (補助実績) 0円</p>			<p>合併時に制度を廃止する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
<p>15. ジャパン・テキスタイル・コンテスト事業補助金</p>	<p>(目的)「尾州産地」が、生活と文化に関わるファッションの情報発信拠点として発展するとともに、テキスタイルの重要性をアピールし、尾州地域の業界の振興を図る。 (事業内容) テキスタイル・コンテスト 次代のテキスタイル産業を担う人材の発掘・育成 ユーロ・テキスタイル・ビジョン トレンドに基づいた高付加価値の物づくりを学び、尾州からの情報発信を目指す。 (主催)ジャパン・テキスタイル・コンテスト開催委員会</p> <p>(会長)一宮市長 谷 一夫 (構成団体)愛知県、一宮市、一宮商工会議所、尾西毛織工業協同組合、一宮繊維卸商団体連合会、(社)尾西化合織貿易振興会、(財)一宮地場産業ファッションデザインセンター (分担金)37,220千円</p>	<p>一宮市に同じ ・協賛金：50千円</p>		<p>現行のとおりとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
16. 繊維設備近代化促進助成金		<p>(目的・内容) 尾西市の繊維工業の中小企業者が企業の合理化を図り、設備の近代化を促進するために設備を新設及び入替えした者に対し助成金を交付 (助成対象者) (1) 市内に事業所を有する中小企業者で次の要綱を具備するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該設備を市内に設置して使用する者 ・同一事業を2年以上営んでいる者 ・当該設備の設置申告がなされている者 ・常用従業員が50人以下 ・市税を完納している者 ・同一設備で尾西市小規模企業者等設備導入資金助成金を受けたことの無い者 <p>(2) 対象となる設備(中古設備は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・織物織機、整経機、織物用糸巻機、タイピングマシン、ドビー機、ジャガード機 ・撚糸機、撚糸用巻糸機、熱処理機、仮より機 ・連続精練漂白機、自動染色機、水洗機、スクリーン捺染機、シルケット機、蒸熱機、熱交換器、脱水機 ・ニット編機、自動多頭式刺しゅう機 <p>(助成金及び限度額) ・固定資産税額の2ヵ年分、ただし工業専用地域に進出した者は5ヵ年分 (助成実績) 675,800円</p>		<p>合併時に制度を廃止する。ただし全産業に対応可能な小規模企業者等設備導入資金への転換が可能である。</p>
17. 小規模企業者等設備導入資金	<p>(助成金及び限度額) (1) 助成金の額は、小規模企業者等設備導入資金の査定額の4分の1に相当する設備額の5パーセント以内とする。 (2) 助成金交付時期は、申請された年度末までとし、交付期日は市長が定める。 (助成実績) H14 0件</p>	<p>(目的) 尾西市の小規模企業者等が企業の合理化並びに経営基盤の強化を図るために新設及び入替えした設備に対し助成金を交付し、本市小規模企業等の振興に寄与することを目的。 (対象) (1) 市内に事業所を有する小規模企業者等で、同一事業を1年以上継続して営んでいるもの (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)に基づく設備資金の貸付を受けた設備を市内で設置し、その設置申告がなされているもの (3) 同一設備で、尾西市繊維設備近代化助成金の交付を受けていないもの (4) 市税を完納しているもの</p>	<p>(目的) 小規模企業者等の設備の導入を促進するため、必要とする資金を所属団体を経て財団法人愛知県中小企業振興公社より設備資金貸付又は設備貸与を受けた場合、所属団体に対してその融資額又は貸与料の一部を予算の範囲内で補助する。 (対象) 愛知県小規模企業者等設備導入資金(以下「設備導入資金」という。)の設備資金貸付又は設備貸与を受けて町内に設備を設置した小規模企業者等の所属する団体 (補助金の額) (1) 前年度、町内に設備を設置したものに係る設備資金貸付の融資額に2%を乗じた額 (2) 前年度、町内に設備を設置した設備貸与の設備価格(貸与料)に1%を乗じた額 (補助実績) H14 0件</p>	<p>新市において一定期間内に調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い					
項目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)			
1. 農林水産	農漁業近代化資金利子補給事業補助金	4,838	農漁業近代化資金利子等補給補助金	450	農漁業近代化資金利子補給事業補助金	209
	農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金	30				
	農業後継者育成事業補助金	90	農業団体等指導推進費補助金内 (農業後継者育成事業補助金)	(40)		
	女性農業者会議支援事業(直接費)	111	農業団体等指導推進費補助金内 (女性農業者会議支援事業補助金)	(50)	生活改善研修事業補助金	80
	有害鳥獣駆除に関する事務(委託)	777	有害鳥獣駆除事業補助金	539		
	家畜防疫対策事業補助金	1,208	家畜伝染病防疫事業補助金	1	家畜防疫対策事業補助金	0
	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業補助金	1,131	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業補助金	95		
	水田農業経営確立対策事務交付金	1,399	農協指導推進費補助金	382	農業協同組合推進費負担金	157
	水田農業経営確立対策促進事業補助金	1,494	農業用水賦課金補助金(2,570) 転作推進集落特別補助金(343) 稲作転換種子購入費補助金(143) 集団転作団地化促進補助金(18) 転作等助成金(409) 生産組合推進報償費(695)	4,178	水田農業経営確立対策事業補助金	503
	内水面漁業活動推進事業補助金	310				
	卸売業者集荷促進事業補助金	5,237				
	代払事業促進事業補助金	3,378				
	買受人加入促進事業補助金	3,255				
	新技術の開発等調査研究事業補助金	177				
	地場農産物産地振興施設機械整備事業補助金	0				
	野菜価格安定事業補助金	351				
	いちのみや緑と花の診療所事業補助金	1,873				
	鶏卵価格安定事業補助金	1,737				
	水稲栽培環境対策事業(H15新規)					
			主要農作物採種事業補助金	0		
				玉葱種子採種事業補助金	210	
		農業団体等指導推進費補助金	310	農畜産物直接販売事業補助金	50	
		10		農業生産の省力高率化推進事業補助金	110	

(金額は平成14年度決算額)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)
2. 商工観光			
中高年齢者雇用奨励金	6,660	高年齢者雇用開発奨励交付金	0
障害者特別雇用奨励金	5,527	心身障害者特別雇用奨励交付金	48
離職者職業訓練助成金	1,980		
一宮地域職業訓練センター管理公社補助金	38,496		
中小企業退職金・特定退職金共済事業加入促進補助金	1,368	中小企業退職金共済加入促進補助金	127
認定職業訓練補助金	2,798	一宮職業訓練協会運営費補助金	30
一宮地方労働推進協議会補助金	1,700		
		尾西市青少年育成協議会補助金	700
愛知県労働者福祉協議会尾張西支部補助金	600	愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部補助金	150
		愛知県労働者福祉協議会 尾張西支部補助金	50
		中小企業倒産防止共済掛金助成金	211
		尾西市労務会補助金	300
企業立地奨励補助金	0		
商工団体等事業補助金 共同施設事業	7,049	街路灯設置費補助金	0
商工団体等事業補助金 共同事業	27,272	商工会補助金 尾商連補助	317
商工団体等事業補助金 街路灯等電灯料補助事業	6,693	街路灯等電灯料補助金	1,338
商工団体等事業補助金 道路占用料補助事業	951		
商工団体等事業補助金 空き店舗活用事業	3,413		
商工団体等事業補助金 新商店街推進計画策定費補助事業	0		
			大型店進出対策補助金 (H15新規)
商業団体駐車場設置事業費補助金	1,677		
商業インキュベータ支援事業補助金	6,904		
商業基盤施設整備費等補助金	30,301		
商店街店舗リニューアル事業補助金	535		
I S O取得支援事業補助金	3,097		中小商工業者等活性化支援事業 (H15新規)
中小企業相談所補助金	3,850	商工会運営費補助金	12,500
		商工会補助金 びさいまつり	24,480
		商工会補助金 夏祭り	15,969
		商工会補助金 冬の夜の電飾祭り	2,967
		商工会補助金 あじさいまつり	100
		商工会補助金 服飾文化祭	400
小規模事業経営支援事業補助金 (H15新規)		11	

(金額は平成14年度決算額)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)
商業活動促進特別支援事業補助金	1,111		
		繊維産業振興事業補助金 国内見本市(250) 海外見本市(0) 海外市場調査(0)	250
			国内見本市出品事業補助金 100
海外貿易見本市参加等事業補助金	400		海外見本市出品事業補助金 0
海外貿易見本市参加等事業補助金	1,118		
海外経済状況調査事業補助金	331		
		繊維産業後継者研修補助金(国内)	400
尾州ビジョン開催事業補助金	2,500	尾州ビジョン事業補助金	1,000
			尾州ストップ開催事業補助金 500
繊維製品品質表示事業補助金	300		
繊維産業高度化推進事業補助金	1,326	尾西毛織物振興事業費補助金	600
		繊維産業高度化地区組織補助金	1,300
		輸出振興事業補助金 海外宣伝用化合繊維服地見本帳頒布事業 (50) ジャパンテキスタイル協賛金(50)	100
一宮市繊維新商品開発事業補助金	9,066		
一宮市織物宣伝展事業補助金	0		
繊維品工業先端技術設備等導入促進利子補給補助金	0		
ジャパン・テキスタイル・コンテスト事業補助金	37,220	輸出振興事業補助金内 (ジャパンテキスタイル協賛金)	(50)
		繊維設備近代化促進助成金	675
		尾西市小規模企業者等設備導入資金	0
			小規模企業者等設備導入促進事業補助金 0
			一豊まつり(委託料) 5,000
商工業振興資金(融資補助)	55,758	商工業振興資金融資保証料助成金	17,255
一宮市小口事業資金(融資補助)	277		商工業振興資金(融資補助) 4,056
倒産防止資金(融資補助)	0		
経済環境適応資金(融資補助)	112,384		
中小企業振興融資利子補給補助	13,819	商工業振興資金融資臨時利子補給助成金	2,220
			商工業振興資金(利子補給) 361
中小企業振興融資利子補給補助内 (国民生活金融公庫普通貸付資金)	(143)	国民生活金融公庫小企業等経営改善資金融資臨時利子補給助成金	705
			国金経営改善貸付資金利子補給補助金 270
消費生活改善事業補助金	96	消費生活改善事業(委託金) 12	110
			消費生活学校補助金 70

(金額は平成14年度決算額)

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項目	一宮市 (千円)	尾西市 (千円)	木曾川町 (千円)			
3. 環境	公害防除施設整備資金利子補給補助金	201	公害防除施設整備資金利子補給補助金	1		
	最新規制適合車等早期代替促進補助金	10,000	最新規制適合車等早期代替促進補助金(H15新規)		最新規制適合車等早期代替促進補助金(H15新規)	
	生ごみ簡易堆肥化容器購入補助金	345	生ごみ堆肥化容器設置補助金	75	生ごみ簡易堆肥化容器購入補助金	42
	生ごみ発酵用密閉容器購入補助金	132				
	電動生ごみ処理機購入補助金	8,682	電動生ごみ処理機購入補助金	976	電動生ごみ処理機購入補助金	812
	資源回収品助成金	49,103	資源再利用推進奨励金	14,107	資源回収品助成金	9,448
	資源回収推進協議会交付金	1,595				
	資源回収事業交付金(再生資源共同組合)	168,735			資源回収事業費交付金(木曾川町再生資源協会)	37,729
	合併処理浄化槽設置補助事業補助金	244,710	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	21,854	合併処理浄化槽設置補助金	15,543
	し尿汲取料助成負担金	108,087			し尿汲取助成負担金	7,121
			浄化槽汚泥運搬処理助成金	10,290		
	浸水世帯汲取料助成金	175				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協議項目	補助金、交付金等の取扱い		
先進事例	市町村名 さいたま市	合併期日 H13.5.1	<p style="text-align: center;">調 整 方 針</p> <p>補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。なお、補助金については以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2. 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 3. 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。
	市町村名 廿日市市	合併期日 H15.3.1	<p>(1) 3市町村で同一又は同種の団体に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(2) 3市町村独自の団体に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 3市町村で同一又は同種の事業に対する補助制度については、統一の方向で調整を図る。ただし、統一により事業の実施に大きな影響を及ぼすものについては、現行のとおりとし、合併後、速やかに統一するよう努める。</p> <p>(4) 3市町村独自の事業に対する補助制度については、現行のとおりとする。</p> <p>(5) 上記の場合であっても、整理統合できる補助制度については、廃止する方向で調整を図る。</p> <p>(6) 各補助金・交付金については、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。</p>
	市町村名 山県市	合併期日 H15.4.1	<p>各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 3町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 (2) 独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。 (3) 整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。
	市町村名 新発田市	合併期日 H15.7.7	<p>両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し次のとおり調整する。</p> <p>両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。</p> <p>両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。</p> <p>他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

協 議 項 目	補助金、交付金等の取扱い
関係法令	<p>地方自治法 （抄）</p> <p>（寄附又は補助）</p> <p>第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。</p>
	<p>【補助金について】</p> <p>補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するものである。</p> <p>【交付金について】</p> <p>法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務に委託している場合において当該事務の報償として一方的に交付するものをいう。</p>